

業務委託契約書

- 1 業務の名称 令和7年度真岡市水処理センター他1施設水質・汚泥分析業務
- 2 履行期限 令和8年3月31日まで
- 3 業務委託料 ￥ .—
(うち取引に係る消費税及び地方消費税の額 ￥ .—)

上記の業務について、発注者と受注者は次の条項により業務委託契約を締結し、信義に従って誠実にこれを履行するものとする。

本契約の証として本書2通を作成し、当事者記名押印のうえ各自1通を保有する。

令和 年 月 日

発注者 住 所 東京都文京区湯島二丁目31番27号 湯島台ビル
氏 名 日本下水道事業団
契約職 関東・北陸総合事務所長 吉田 敏章

受注者 住 所
氏 名

(総則)

第1条 受注者は、この契約に定めるもののほか別冊の仕様書及び図面にに基づき、頭書の業務委託料をもって頭書の履行期限までに、頭書の業務（以下「業務」という。）を完了しなければならない。

2 前項の仕様書及び図面に明示されていないもの、又はその間に相互符号しないものがある場合には、発注者と受注者とが協議して定めるものとする。

(担当員、主任技術者)

第2条 発注者は、受注者の業務の処理について、自己に代わって受注者に説明を求め、若しくは、調査する担当員を定め、受注者に通知するものとする。

2 受注者は、業務履行について、技術上の管理をつかさどる主任技術者を定め、発注者に通知するものとする。

(計画表)

第3条 受注者は、契約締結後5日以内に計画表を作成して発注者に提出するものとする。

(権利義務の譲渡等)

第4条 受注者は、この契約によって生ずる権利又は義務を第三者に譲渡し、又は承継させてはならない。ただし、書面による発注者の承諾を得た場合は、この限りでない。

2 発注者は、この契約の成果物を自由に使用し、又はこれを使用するにあたりその内容等を変更することができる。

(再委託等の禁止)

第5条 受注者は、業務の処理を他に委託し、又は請け負わせてはならない。ただし、書面による発注者の承諾を得た場合は、この限りでない。

(業務内容の変更等)

第6条 発注者は、必要がある場合には、業務の内容を変更し、又は、業務を一時中止することができる。この場合において、業務委託料又は履行期限を変更する必要があるときは、発注者と受注者とが協議して書面によりこれを定めるものとする。

2 前項の場合において、受注者が損害を受けたときは、発注者はその損害を賠償しなければならない。賠償額は発注者と受注者とが協議して定めるものとする。

(履行期限の延長)

第7条 受注者は、その責に帰することができない事由により履行期限までに業務を完了することができないことが明らかになったときは、発注者に対して、遅滞なくその理由を付して履行期限の延長を求めることができる。ただ

し、その延長日数は発注者と受注者とが協議して定めるものとする。

(検査及び引渡し)

第8条 受注者は、業務を完了したときは、遅滞なく、発注者に対して完了届を提出しなければならない。

2 発注者は、前項の完了届を受理したときは、その日から10日以内に成果物について検査を行わなければならない。

3 前項の検査の結果、成果物について補正を命じられたときは、受注者は、遅滞なく当該補正を行い再検査を受けなければならない。この場合、再検査の期日については前項を準用する。

4 受注者は、検査合格の通知を受けたときは、遅滞なく当該成果物を発注者に引渡すものとする。

(業務委託料の支払)

第9条 受注者は、第8条第4項の規定により引渡したときは、所定の手続に従って業務委託料の支払を請求するものとする。

2 発注者は、前項の請求を受理したときは、その日から30日以内に業務委託料を支払わなければならない。

(契約不適合責任)

第10条 発注者は、引き渡された成果物が種類、品質又は数量に関して契約の内容に適合しないもの（以下「契約不適合」という。）であるときは、受注者に対し、成果物の補正又は代替物の引渡しによる履行の追完を請求することができる。

2 前項の場合において、受注者は、発注者に不相当な負担を課するものではないときは、発注者が請求した方法と異なる方法による履行の追完をすることができる。

3 第1項の場合において、発注者が相当の期間を定めて履行の追完の催告をし、その期間内に履行の追完がないときは、発注者は、その不適合の程度に応じて代金の減額を請求することができる。ただし、次の各号のいずれかに該当する場合は、催告をすることなく、直ちに代金の減額を請求することができる。

一 履行の追完が不能であるとき。

二 受注者が履行の追完を拒絶する意思を明確に表示したとき。

三 成果物の性質又は当事者の意思表示により、特定の日時又は一定の期間内に履行しなければ契約をした目的を達することができない場合において、受注者が履行の追完をしないでその時期を経過したとき。

四 前三号に掲げる場合のほか、発注者がこの項の規定による催告をしても追完を受ける見込みがないことが明らかであるとき。

(契約不適合責任期間等)

第11条 発注者は、引き渡された成果物に関し、第8条第4項の規定による引渡し（以下この条において単に「引渡し」という。）を受けた日から2年以内でなければ、契約不適合を理由とした履行の追完の請求、損害賠償の請求、代金の減額の請求又は契約の解除（以下この条において「請求等」という。）をすることができない。

2 前項の請求等は、具体的な契約不適合の内容、請求する損害額の算定の根拠等当該請求等の根拠を示して、受注者の契約不適合責任を問う意思を明確に告げることで行う。

3 発注者が第1項に規定する契約不適合に係る請求等が可能な期間（以下この項及び第6項において「契約不適合責任期間」という。）の内に契約不適合を知り、その旨を受注者に通知した場合において、発注者が通知から1年が経過する日までに前項に規定する方法による請求等をしたときは、契約不適合責任期間の内に請求等をしたものとみなす。

4 発注者は、第1項の請求等を行ったときは、当該請求等の根拠となる契約不適合に関し、民法の消滅時効の範囲で、当該請求等以外に必要なと認められる請求等を行うことができる。

5 前各項の規定は、契約不適合が受注者の故意又は重過失により生じたものであるときには適用せず、契約不適合に関する受注者の責任については、民法の定めるところによる。

6 民法第637条第1項の規定は、契約不適合責任期間については、適用しない。

7 発注者は、成果物の引渡しの際に契約不適合があることを知ったときは、第1項の規定にかかわらず、その旨を直ちに受注者に通知しなければ、当該契約不適合に関する請求等を行うことができない。ただし、受注者がその契約不適合があることを知っていたときは、この限りでない。

8 引き渡された成果物の契約不適合が仕様書の記載内容又は発注者の指示等の性状により生じたものであるときは、発注者は当該契約不適合を理由として、請求等を行うことができない。ただし、受注者がその記載内容又は指示等が不相当であることを知りながらこれを通知しなかったときは、この限りでない。

(協議による解除)

第12条 発注者は、必要があると認めるときは、受注者と協議のうえ、この契約の全部又は一部を解除することができる。

(解除の効果)

第13条 この契約が解除された場合には、第1条に規定する受注者の義務

は、消滅する。

2 発注者は、前項の規定にかかわらず、この契約が業務及び作業の完了前に解除された場合において、既履行部分の引渡しを受ける必要があると認めるときは、既履行部分を検査の上、当該検査に合格した部分の引渡しを受けることができる。この場合において、発注者は、当該引渡しを受けた既履行部分に相応する業務委託料（以下「既履行部分業務委託料」という。）を受注者に支払わなければならない。

3 前項に規定する既履行部分業務委託料は、発注者と受注者とが協議して定める。

（解除に伴う措置）

第14条 受注者は、この契約が業務の完了前に解除された場合において、貸与品等があるときは、当該貸与品等を発注者に返還しなければならない。この場合において、当該貸与品等が受注者の故意又は過失により滅失又はき損したときは、代品を納め、若しくは原状に復して返還し、又は返還に代えて必要な費用を負担しなければならない。

2 業務及び作業の完了後にこの契約が解除された場合は、解除に伴い生じる事項の処理については発注者及び受注者が民法の規定に従って協議して決める。

（発注者の催告による解除権）

第15条 発注者は、受注者が次の各号のいずれかに該当するときは相当の期間を定めてその履行の催告をし、その期間内に履行がないときはこの契約を解除することができる。ただし、その期間を経過した時における債務の不履行がこの契約及び取引上の社会通念に照らして軽微であるときは、この限りでない。

一 正当な理由なく、業務に着手すべき期日を過ぎても業務に着手しないとき。

二 正当な理由なく、第10条第1項の履行の追完がなされないとき。

三 前各号に掲げる場合のほか、この契約に違反したとき。

（発注者の催告によらない解除権）

第16条 発注者は、受注者が次の各号のいずれかに該当するときは、直ちにこの契約を解除することができる。

一 第4条第1項の規定に違反して業務委託料債権を譲渡したとき。

二 この契約の業務及び作業を完了させることができないことが明らかであるとき。

三 受注者がこの契約の業務及び作業の完了の債務の履行を拒絶する意思を明確に表示したとき。

- 四 受注者の債務の一部の履行が不能である場合又は受注者がその債務の一部の履行を拒絶する意思を明確に表示した場合において、残存する部分のみでは契約をした目的を達することができないとき。
- 五 契約の成果物の性質や当事者の意思表示により、特定の日時又は一定の期間内に履行しなければ契約をした目的を達することができない場合において、受注者が履行をしないでその時期を経過したとき。
- 六 前各号に掲げる場合のほか、受注者がその債務の履行をせず、発注者が前条の催告をしても契約をした目的を達するのに足りる履行がされる見込みがないことが明らかであるとき。
- 七 暴力団（暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第2項に規定する暴力団をいう。以下この条において同じ。）又は暴力団員（暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律第2条第6号に規定する暴力団員をいう。以下この条において同じ。）が経営に実質的に関与していると認められる者に業務委託料債権を譲渡したとき。
- 八 第18条又は第19条の規定によらないでこの契約の解除を申し出たとき。
- 九 受注者が次のいずれかに該当するとき。
- イ 役員等（受注者が個人である場合にはその者を、受注者が法人である場合にはその役員又はその支店若しくは常時業務委託契約を締結する事務所の代表者をいう。以下この号において同じ。）が暴力団員であると認められるとき。
- ロ 暴力団又は暴力団員が経営に実質的に関与していると認められるとき。
- ハ 役員等が自己、自社若しくは第三者の不正の利益を図る目的又は第三者に損害を加える目的をもって、暴力団又は暴力団員を利用するなどしたと認められるとき。
- ニ 役員等が、暴力団又は暴力団員に対して資金等を供給し、又は便宜を供与するなど直接的あるいは積極的に暴力団の維持、運営に協力し、若しくは関与していると認められるとき。
- ホ 役員等が暴力団又は暴力団員と社会的に非難されるべき関係を有していると認められるとき。
- ヘ 再委託契約又は資材、原材料の購入契約その他の契約に当たり、その相手方がイからホまでのいずれかに該当することを知りながら、当該者と契約を締結したと認められるとき。
- ト 受注者が、イからホまでのいずれかに該当する者を再委託契約又は資

材、原材料の購入契約その他の契約の相手方としていた場合（へに該当する場合を除く。）に、発注者が受注者に対して当該契約の解除を求め、受注者がこれに従わなかったとき。

（発注者の責めに帰すべき事由による場合の解除の制限）

第17条 第15条各号又は前条各号に定める場合が発注者の責めに帰すべき事由によるものであるときは、発注者は、前2条の規定による契約の解除をすることができない。

（受注者の催告による解除権）

第18条 受注者は、発注者がこの契約に違反したときは、相当の期間を定めてその履行の催告をし、その期間内に履行がないときは、この契約を解除することができる。ただし、その期間を経過した時における債務の不履行がこの契約及び取引上の社会通念に照らして軽微であるときは、この限りでない。

（受注者の催告によらない解除権）

第19条 受注者は、第6条第1項の規定により内容を変更したため業務委託料が3分の2以上減少したとき、又は中止の期間が履行期間の2分の1以上に達したときには、直ちにこの契約を解除することができる。

（受注者の責めに帰すべき事由による場合の解除の制限）

第20条 第18条又は前条に定める場合が受注者の責めに帰すべき事由によるものであるときは、受注者は、前2条の規定による契約の解除をすることができない。

（発注者の損害賠償請求等）

第21条 発注者は、受注者が次の各号のいずれかに該当するときは、これによって生じた損害の賠償を請求することができる。

- 一 履行期間内に業務及び作業を完了することができないとき。
 - 二 この業務及び作業内容に契約不適合があるとき。
 - 三 第15条又は第16条の規定により、業務及び作業の完了後にこの契約が解除されたとき。
 - 四 前三号に掲げる場合のほか、債務の本旨に従った履行をしないとき又は債務の履行が不能であるとき。
- 2 次の各号のいずれかに該当するときは、前項の損害賠償に代えて、受注者は、業務委託料の10分の1に相当する額を違約金として発注者の指定する期間内に支払わなければならない。
- 一 第15条又は第16条の規定により、業務及び作業の完了前にこの契約が解除されたとき。
 - 二 業務及び作業の完了前に、受注者がその債務の履行を拒否し、又は受注者

の責めに帰すべき事由によって受注者の債務について履行不能となったとき。

3 次の各号に掲げる者がこの契約を解除した場合は、前項第二号に該当する場合とみなす。

一 受注者について破産手続開始の決定があった場合において、破産法（平成16年法律第75号）の規定により選任された破産管財人

二 受注者について更生手続開始の決定があった場合において、会社更生法（平成14年法律第154号）の規定により選任された管財人

三 受注者について更生手続開始の決定があった場合において、民事更生法（平成11年法律第225号）の規定により選任された再生債務者等

4 第1項各号又は第2項各号に定める場合（前項の規定により第2項第2号に該当する場合とみなされる場合を除く。）がこの契約及び取引上の社会通念に照らして受注者の責めに帰することができない事由によるものであるときは、第1項及び第2項の規定は適用しない。

5 受注者の責に帰する事由により、期間内に業務及び作業を完了することができない場合において、期限後に完了する見込みがあると認めるときは発注者は、延滞金を付して期間を延長することができる。

6 前項の延滞金の額は、業務委託料から部分引渡を受けた部分に相応する業務委託料を控除した額につき、遅延日数に応じ、年3%の割合で計算した額とする。

7 受注者が、この契約に基づく違約金、遅延利息又は賠償金を、発注者の指定する期間内に支払わないときは、発注者は、その支払わない額に、発注者の指定する期間を経過した日から受注者の支払日までの日数につき、年3%の割合で計算した遅延金を加えた額を徴収する。

8 前項の場合において業務委託料支払額があるときは、発注者の支払うべき業務委託料を相殺して徴収し、なお不足があるときは追徴する。

（受注者の損害賠償請求等）

第22条 受注者は、発注者が次の各号のいずれかに該当する場合はこれによって生じた損害の賠償を請求することができる。ただし、当該各号に定める場合がこの契約及び取引上の社会通念に照らして発注者の責めに帰することができない事由によるものであるときは、この限りではない。

一 第18条又は第19条の規定によりこの契約が解除されたとき。

二 前号に掲げる場合のほか、債務の本旨に従った履行をしないとき又は債務の履行が不能であるとき。

2 発注者の責めに帰す事由により、第9条第2項の業務委託料の支払が遅延した場合には、発注者に対して、年2.5%の割合で遅延利息の支払を請求

することができる。

(秘密の保持等)

第23条 受注者は、業務の処理上知り得た秘密を他人に漏らしてはならない。

2 受注者は、成果物（業務の履行過程において得られた記録等を含む。）を他人に閲覧させ、複写させ、又は譲渡してはならない。ただし、発注者の承諾を得たときは、この限りでない。

(業務の調査等)

第24条 発注者は、必要と認めるときは、受注者の業務の処理状況について調査し、又は報告を求めることができる。

(契約外の事項等)

第25条 この契約に定めのない事項、又はこの契約について疑義が生じた事項については、発注者と受注者とが協議して定める。